

(その1)

収支報告書

令和6年分
(開催分)

(ふりがな) みらいせいさくじょ

1 政治団体の名称 未来製作所

2 主たる事務所の所在地 千葉県船橋市湊町3-6-23

小柳ビル101号

3 代表者の氏名 (姓) (名)
水沼 秀幸

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
増永 保

事務担当者の氏名

(姓) (名)
竹口 尚吾

(電話) 080-5969-0004

(電話)

(電話)



政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	☐ の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	
☐ 無	
公職の種類 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (現職)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名) 水沼 秀幸

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 水沼 秀幸
公職の種類	衆議院議員
(現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

500190

U

1/28

T

O

✓

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	2, 660, 000
(前 年 か ら の 繰 越 額)	0
(本 年 の 収 入 額)	2, 660, 000
支 出 総 額	2, 660, 000
翌 年 へ の 繰 越 額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	2, 660, 000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	2, 660, 000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	2, 660, 000	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	荒井 浩司	10,000	R6/1/18	千葉県船橋市金杉7-18-1	滝不動病院職員	
2	荒木 康仁	10,000	R6/7/3	千葉県船橋市上山町1-236-1-320	税理士	
3	伊藤 洋一	20,000	R6/5/29	千葉県船橋市本町2-20-30	不動産管理	
4	伊藤 正樹	5,000	R6/12/23	千葉県船橋市二子町382	アルバイト	
5	植松 健	1,000	R6/8/23	千葉県市川市平田3-6-4ハイグレード-K303	社労士	
6	大久保 順	10,000	R6/1/8	千葉県船橋市東船橋6-3-13	税理士	
7	大久保 順	5,000	R6/8/19	千葉県船橋市東船橋6-3-13	税理士	
8	(小計)	15,000				
9	大矢 俊一	100,000	R6/1/17	千葉県船橋市東船橋1-17-15	建設業	
10	小川 晃	20,000	R6/1/12	千葉県船橋市東船橋7-12-22	会社役員	
11	柿崎 忠麿	5,000	R6/10/28	千葉県船橋市湊町2-28-40-1503	千葉県無職	
12	加藤 明嗣	10,000	R6/10/16	千葉県船橋市北本町2-63-1-305	会社員	
13	木村 誠一	10,000	R6/1/9	千葉県船橋市宮本8-18-8	会社役員	
14	坂上 京子	10,000	R6/1/15	千葉県船橋市古1-4-26	看護師	
15	坂上 京子	10,000	R6/8/29	千葉県船橋市古1-4-26	看護師	
16	(小計)	20,000				
17	島田 幸治	1,000	R6/9/30	千葉県船橋市本町4-14-31	無職	
18	庄司 利治	2,000	R6/1/10	千葉県船橋市夏見台4-12-3	会社員	
19	正田 雅彦	1,000	R6/8/21	千葉県船橋市緑台1-3-4-204	無職	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
20	白土 英明	100,000	R6/1/14	東京都千代田区九段南4-8-8-1701	医師	
21	菅原 勝	2,000	R6/1/9	千葉県船橋市南本町35-18	無職	
22	菅原 勝	4,000	R6/8/26	千葉県船橋市南本町35-18	無職	
23	(小計)	6,000				
24	土井 豊実	100,000	R6/8/23	千葉県千葉市花見川区幕張本郷2-12-1-112	会社役員	
25	利 清二郎	10,000	R6/1/15	千葉県船橋市本町6-5-13	無職	
26	利 清二郎	10,000	R6/8/26	千葉県船橋市本町6-5-13	無職	
27	(小計)	20,000				
28	中嶋 貴明	10,000	R6/1/11	千葉県船橋市宮本1-4-14-1	税理士	
29	長瀬 浩	5,000	R6/9/17	千葉県船橋市藤原6-6-15	会社員	
30	藤井 寛子	3,000	R6/1/9	千葉縣市川市中国分2-3-11	無職	
31	藤井 寛子	2,000	R6/8/23	千葉縣市川市中国分2-3-11	無職	
32	(小計)	5,000				
33	増田 清子	10,000	R6/9/12	千葉県船橋市金杉6-10-2	無職	
34	道永 幸治	10,000	R6/1/11	東京都墨田区江東橋2-12-3	医師	
35	道永 幸治	10,000	R6/9/20	東京都墨田区江東橋2-12-3	医師	
36	(小計)	20,000				
37	森島 庸吉	30,000	R6/8/23	千葉県船橋市西船1-9-6	公認会計士	
38	山内 敏史	2,000	R6/1/12	千葉県船橋市上山町3-514-18	無職	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
39	山内 敏史	2, 000	R6/8/22	千葉県船橋市上山町3-514-18	無職	
40	(小計)	4, 000				
41	山浦 一郎	500, 000	R6/10/22	千葉県船橋市本町7-18-24	医師	
42	横手 和彦	10, 000	R6/9/2	千葉県船橋市海神3-24-14	会社員	
43	吉川 寿彦	5, 000	R6/8/26	千葉縣市川市高石神19-18	無職	
44	石井 孝	1, 000	R6/3/14	千葉県船橋市北本町1-6-14	無職	
45	植草 英男	30, 000	R6/1/11	千葉県船橋市海神町2-251	会社員	
46	内田 和成	1, 000, 000	R6/5/9	神奈川県横浜市青葉区あざみ野2-18-9	会社経営者	
47	廣木 友明	10, 000	R6/10/17	大阪府大阪市此花区島屋6-2-89-2004	会社員	
48	山崎 友輔	50, 000	R6/9/29	東京都葛飾区亀有1-19-19	会社員	
49				西		
そ の 他 の 寄 附		514, 000				
合 計		2, 660, 000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	25,625	0	
小 計	25,625	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	2,034,375	0	
(6) そ の 他 の 経 費	600,000	0	
小 計	2,634,375	0	
合 計	2,660,000		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		25,625				
合 計		25,625				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
					寄付金	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	寄付金	436, 000	R6/1/30	水沼ひでゆき後援会	千葉県船橋市湊町3-6-23 小柳ビル 101号	
2	寄付金	1, 115, 000	R6/5/30	水沼ひでゆき後援会	千葉県船橋市湊町3-6-23 小柳ビル 101号	
3	寄付金	348, 000	R6/9/30	水沼ひでゆき後援会	千葉県船橋市湊町3-6-23 小柳ビル 101号	
4	寄付金	135, 375	R6/12/25	水沼ひでゆき後援会	千葉県船橋市湊町3-6-23 小柳ビル 101号	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		0				
合 計		2, 034, 375				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		9. その他の経費	
					業務委託料	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	業務委託料	600, 000	R6/10/30	水沼ひでゆき後援会	千葉県船橋市湊町3-6-23 小柳ビル101号	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		0				
合 計		600, 000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 1月 28日

政治団体の名称

未来製作所

会計責任者の氏名

増永



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和7年 1月 27日

未来製作所

代表 水沼 秀幸 殿

登録政治資金監査人

松崎 美和



登録番号 第 1976 号

研修修了年月日 平成21年6月29日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、未来製作所の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、未来製作所の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

未来製作所と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、未来製作所と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上